老人福祉施設指導監査指摘基準(特養・養護・軽費)

(平成30年度改正版)

主眼事項	着	眼	点	根 拠 法 令	基準省令等	確認 書類		監査項目	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処遇 の充実		所者の意向、	希望等を 尊重	特平24県条例75第5条 養平24県条例75第3条 軽平24県条例74第2条	特平11厚令46第2条 養昭41厚令19第2条 軽平20厚令107第2条		特養軽	・施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者 の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。	□配慮がされていない。 □配慮されているが、指導事 項がある。
	施設の管理の表を不当に制限して			特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第15条 第4項 養昭41厚令19第16条 第4項 軽平20厚令107第17条		特養軽	・施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限して いないか。	□不当に制限している。 □制限はしていないが、指導 事項がある。
				特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2 ■平16老発0507001号福祉サー ビス第三者評価事業に関する 指針について	特平11厚令46第15条 第6項		特養軽	・自ら処遇(サービス)の質の評価を行い、その結果を入所 者に周知しているか。(自己点検、サービス評価等)	□全く行っていない。 □行っているが、指導事項が ある。
		兼及び時間、 緊急やむ	その際の入所	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第15条 第5項 特平12老発214第1の 8(2)・第4の3(2) 養昭41厚令19第16条 第5項 養平12老発307第1の 8(2)・第5の3(3)	東に係 記録、 ケース 記録等		・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及 び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかっ た理由を記録しているか。	i ·
				軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2 ■平13老発155「身体拘束ゼロ 作戦」の推進について 6	軽平20厚令107第17条 第4項 軽平20老発0530002第1 の8(2)・第5の4(2)				
	ロへの手引き」(東に関する説明	こ例示され [.] 書・経過観	ている「身体拘 察記録」などを	■平13老発155「身体拘束ゼロ 作戦」の推進について(身体 拘束ゼロへの手引き) ■平13老発155「身体拘束ゼロ 作戦」の推進について (身	2項第3号 養昭41厚令19第9条第 2項第3号		特 養 軽	・記録に当たっては、「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、5年間保存しているか。 ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。() 件	
	に体幹や四肢 ②転倒しないよ ひも等で縛る	うに、車いで をひも等で縛 うに、ベッ られないよう	すやいす、ベッド	<u>軽平24</u> 県余例/4第3余・附則0)2	第2項第3号			②転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 () 件 ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 () 件	□一部の記録が不存在など、 記録の保管に関し指導事項が ある。

主眼事項	着	眼	点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監查項目	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処遇 の充実	うに、四肢を (5) 点滴・経皮肝の機能を制る。 (6) 車いすないト、車によった。 (6) 車によった。 (7) 立ちようないる。 (8) 護他とに対象ないるが、対象をでは、人人体幹ない。 (9) とに動を落さい。 乗に服用に、四種を発される。	いも等で縛る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の立ち上がりを妨 限するために、介 ために、ベッドな	東ゼロへの手引き)P7			特養軽	 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。() 件 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。() 件 ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。() 件 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。() 件 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。() 件 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。() ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。() 件 ⑪行動の意思で開けることのできない居室等に隔離する。() 件 ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。() 件 	
	(3) 身体的拘束等の適正化を図っているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第3条・附則の2				・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知しているか。			
								・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	□指針または施設の方針等が全く示されていない。 □軽易な指摘事項がある。
							特 養 軽	・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	

主眼事項	着	眼	点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監	查项	Į B	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1	(1) 処遇計画は	、適切に策定され	ているか。								
入所者処 遇の充実	ア 処遇計 状態、家 ついての	画は、日常生活動 族関係及び所内台 定期的調査結果。	作能力、心理 生活態度等に 及び入所者本	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第14条 養昭41厚令19第15条	処遇計 画	特養		ついての定	が作能力、心理状態、家族関係及び所内 E期的調査結果及び入所者本人等の希 いるか。	
	また、タ 期に、ケー えたうえて	また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。				ケース会 議等の 記録	特養		で策定され	団な時期に、ケース会議の検討結果等 ぃ、入所者の処遇の状況等を勘案して必 れているか。	□入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定されていない。 □必要に応じた見直しがされていない。
											□処遇計画の見直しに関し上記 以外の指導事項がある。
					特平12老発214第4の2(1) 養平12老発307第5の2(1)		特養	・処遇計画の作いないか。	F成及びそ	の実施はいたずらに入所者に強制して	
											以外の指導事項がある。
	門的なア	ドバイスを得て策	定され、かつ		特平11厚令46第15条 第 2項		特養	•個別処遇方針	に基づいた	た処遇が実践されているか。	口個別処遇方針に基づいた処遇が実践されていない。
	門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。	養平25県規則22第3条	養昭41厚令19第16条 第 2項 養平12老発307第5の2(2)						口個別処遇方針に基づいた処 遇が実践に関し上記以外の指導 事項がある。		
					•(3)		特	・処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策 定され、かつその実践に努めているか。	□処遇計画は医師、理学療法士 等の専門的なアドバイスを得て 策定されておらず、実践もできて いない。		
											□処遇計画は医師、理学療法士 等の専門的なアドバイスを得て 策定されているが、実践に関し
											末定されているが、美域に関し 指導事項がある。 □処遇計画の策定や実践に関し 上記以外の指導事項がある。
							養			等を利用している場合、内容について留 行事及び日課等が計画に含まれている	7 適□ 否□
	ウ入所者	の処遇記録等は	整備されてい	特平24県条例75第6条	特平11厚令46第9条第 2	処遇記	特	1 *** *	記録(軽費	貴はサービスの状況に関する記録)等が 整	☑ □入所者の処遇記録等が整備さ
	るか。			養平24県条例75第4条	項 養昭41厚令19第9条第 2	録(サービ スの状	養 軽	備され、その活	用が図られ	れているか。	れず、その活用も図られていない。
				軽平24県条例74第3条・附則の2	項 軽平20厚令107第9条 第	況に関する記					□入所者の処遇記録等が整備されているが、その活用が図られ
					2項	録)					ていない。 口入所者の処遇記録等が整備
											及びその活用に関し上記以外の 指導事項がある。

主眼事項	着	眼	点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監査項	i 🖪	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処 遇の充実								・ケース処遇の進行管理は	適切に行われているか。	□ケース処遇の進行管理が適 切に行われていない。 □ケース処遇の進行管理に関し 上記以外の指導事項がある。
	 (2) 機能訓練が、 われているか。	必要な者に対	して適切に行	特平25県規則22第4条養平25県規則22第3条	特平11厚令46第20条 特平11老発214第4 <i>0</i> 78 養昭41厚令19第18条 第 2項		特養	・食堂での食事・車いすの活用・必要なリハビリ器具が確・車いす、歩行器等必要な	台数が確保されているか。 とめに、障がいに応じた個別的な訓練	□機能低下を防止するための方 策が実施されていない。 □機能低下を防止するための方 策が実施に関し上記以外の指導 事項がある。 適□ 否□
				軽平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第19条 第6項		軽	・入所者からの要望を考慮 るよう努めているか。	心、適宜レクリエーション行事を実施す	□入所者からの要望を考慮した レクリエーション行事を実施する よう努めていない。 □レクリエーション行事の実施 に関し上記以外の指導事項がある。
	(3) 適切な給食を か。 ア 必要な給 いるか。			特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第17条 養昭41厚令19第17条 軽平20厚令107第18条	献立表	特養軽		「確保されているか。 (2,100)kcal、女性 1,650(1,650)kcal (1,850)kcal、女性 1,500(1,450)kcal	□必要な給与栄養目標量が確保されていない。 □給与栄養目標量に関し指導事項がある。
			を献立に反映		特平12老発214第1の8・第 4の5 養平12老発307第1の8・第 5の4 軽平20老発0530002第1の 8・第5の5	査等の		・嗜好調査、残食(菜)調査 を献立に反映するなど、エ	等が適切になされており、その結果等 夫がなされているか。	□嗜好調査、残食(菜)調査等が 行われていない。またその結果 等を献立に反映するなどの工夫 をしていない。 □嗜好調査、残食(菜)調査及び 献立への反映について上記以 外の指導事項がある。
								・献立その他食事に関する	記録が整備されているか。	適口 否口

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監査項目	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処遇 の充実	ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内 容になっているか。		特平12老発214第4の5(1) ・(2) 養平12老発307第5の4(1) ・(2) 軽平20老発0530002第5 の5(1)・(2)		特養軽	・入所者の身体状態(咀嚼能力、健康状態等)に合わせた調理内容になっているか。 〇一般食 〇刻み食 〇ミキサー食 〇栄養補給食 ・・・等	た調理内容としていない。
	エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 特に、夕食時間については、午後6時 以降とすることが望ましいが早くても午 後5時以降となっているか。		特平12老発214第4の5(3) 養平12老発307第5の4(3) 軽平20老発0530002第5 の5(1)		特養軽	・食事の時間が概ね家庭生活に近い時間となっているか。	適口 杏口
	BONDATE & S. CO. 40%		555 (17)		特 養	・夕食時間が概ね午後5時以降となっているか。	適□ 否□
	オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。	設における保存食の保存		保存食 チェック	特 養 軽	(原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容	□保存食が適切な方法で保管されていない。 □保存食の保管方法に関し上記 以外の指導事項がある。
	カ 食器類の衛生管理に努めているか。	養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則	特平11厚令46第26条 第 1項 養昭41厚令19第24条 第 1項 軽平20厚令107第26条 第1項		特養軽	・食器類の材質、種類に配慮がされているか。また、衛生的な管理に努めているか。	□食器類の材質、種類に配慮が されていない。 □食器類の材質、種類や衛生管 理に関し上記以外の指導事項が ある。

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監 査 項 目	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処遇 の充実	キ 給食関係者の検便は適切に実施され ているか。	■平9社援施65社会福祉施設 における衛生管理について (別添) II 5(4)②			特養	・給食関係者の検便が <u>毎月全員</u> 実施されているか。 (「社会福祉施設における衛生管理について」平9社援施第65 号)(別添)大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)①	適口 否口
	【平18[特]追加 平22[養]追加】 ク 入所者の自立に配慮し、できるだけ離 床して食堂で行われているか。		特平12老発214第4の5(1) 養平12老発307第5の4(1)		特養	・入所者を居室から食堂に移動し給食が行われているか。	適口 否口
	【平18[特]追加 平22[養][軽]追加】 ケ 食事の業務委託が行われている場合 は必要な体制が取られているか。		特平12老発214第4の5(4) 養平12老発307第5の4(4) 軽平20老発0530002第5の 5(3)	契約書	特養軽	・栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理を施設が行う等、施設長が注意を果たし得るような体制と契約内容により食事サービスの質が確保されているか。	理、施設等管理、業務管理、衛
	【平18[特]追加 平22[養[軽]追加】 コ 居室関係部門と食事関係部門の連携 が行われているか。		特平12老発214第4の5(5) 養平12老発307第5の4(5) 軽平20老発0530002第5の 5(4)		特養軽	・入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入 所者の食事に的確に反映させるため、居室関係部門と食事関係 部門との連携が十分とられているか。	口居室関係部門と食事関係部門
	【平18[特]追加 平22[養[軽]追加】 サ 栄養食事相談が行われているか。		特平12老発214第4の5(6) 養平12老発307第5の4(6) 軽平20老発0530002第5の 5(5)		特 養 軽	・栄養相談の機会が与えられているか。	□栄養相談の機会が与えていない。 □栄養相談に関し上記以外の指導事項がある。
	【平18[特]追加 平22[養]追加】 シ 食事内容の検討が行われているか。		特平12老発214第4の5(7) 養平12老発307第5の4(7)		特養	・医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない特養又は50人を超えない養護で、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が行われているか。	□食事内容の検討が行われて いない。
	【平18[特]追加 平22[軽]追加】 ス 食品衛生法等関係法規に準じた衛生 管理が行われているか。	■食品衛生法昭22法律第233 号	特平 12 老発 214 第 4 の 12(1)① 軽平20老発0530002第5の 11(1)ア		特 軽	・調理及び配膳に伴う衛生管理は、食品衛生法等関係法規に準 じて行われているか。 ・食器等の消毒は適正に行われているか。	が、食品衛生法等関係法規に違 反している。 □食器等の消毒方法が食品衛 生法等関係法規に違反してい
							る。 口調理、配膳及び食器等の消毒 に係る食品衛生法等関係法規に 準じた衛生管理に関し上記以外 の指導事項がある。

主眼事項	着	眼	点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監 査 項 目	評価・判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処遇 の充実	(4) 適切な入浴等 入所者の入浴: とも2回以上行わ	又は清拭は、	1週間に少なく	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第16条第2 項 特平12老発214第4の4	録	特 養	・入所者の入浴又は清しきは、1週間に少なくとも2回以上行われているか。	
の元美	が行事日・祝日等	に当たった場	合、代替日を		(2)			・入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど 週2回の入浴等が確保されているか。	
	設けるなど週2回 か。	の人冷寺か作	まなれている	養平25県規則22第3条	養昭41厚令19第18条第7 項			・入浴に当たっての健康状態のチェックが行われているか。 (体調の悪い者、褥そうのある者等の入浴については、医師、看 護師の指示を仰いで行っているか。)	適□ 否□
								・身体状態に応じて、適切に一般浴、特別浴の区分を行っているか。また、自力で入浴困難な者に対し適切な介助を行っているか。	
				軽平25県規則21第3条・附則の 2	軽平20厚令107第19条第 5項		軽	・2日に1回以上の頻度で入浴の機会等を提供する等の適切な 方法により、入所者の清潔の保持に努めているか。	適口 否口
	(5) 入所者の状態 換が適切に行われ		及びおむつ交	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第16条第3 項·第4項	排 泄 記録、トイレ	特	・入所者の状態に応じた排泄介助及びおむつ交換が適切に行われているか。	適□ 否□
	排泄の自立にないるか。トイレ等に 大がなされている	よ入所者の特	性に応じたエ		特平12老発214第4の4 (3)・(4)	誘導・おむつ交換 い記録		・排泄の自立についてその努力がなされているか。 (ポータブル介助やトイレ誘導等の働きかけ、夜間の排泄介助等)	適□ 否□
	所者のプライバシ いるか。	一の確保に配	己慮がなされて					・トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。	口入所者の特性に応じた工夫が なされていないなど、排泄に関し 上記以外の指導事項がある。
								・換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。(衝立・カーテンの利用、汚物処理を速やかに行っているか)	i -
									□換気、保温及び入所者のプラ イバシーの確保に関し上記以外 の指導事項がある。
	(6) 衛生的な被服 努めているか。	及び寝具が研	崔保されるよう	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第26条第1 項 養昭41厚令19第24条第1	一ツ交換	特養軽	・衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 □ 被服 □ シーツ交換	□全く行っていない。又は行って いるが重大な指摘事項がある。 □行っているが軽微な指導事項
				軽平25県規則21第3条・附則の	項		72		がある。
				2				・衣服の着替えは適切に行われているか。季節、生活サイクル に合うよう配慮がされているか。	適□ 否□

主眼事項	着	眼	点	根拠法令	基準省令等	確認書類		監査項目	評価 - 判断のポイント チェック欄
1の1 入所者処遇 の充実	(7) 医学的管理に ア 定期の健康			特平25県規則22第4条	特平11厚令46第21条· 第26条第2項 養昭41厚令19第20条		特 養 軽A	・医師及び看護職員は、入所者の健康状況に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。	
	等に対する。 か。	対策は適切	に行われてい		・第24条第2項 の2 軽平20厚令107第21条・ 第26条第2項・附則第 8条		特養軽	・感染症が発生し、まん延しないように予防措置が適切に行われているか。	□予防措置が行われていない。 □予防措置は行われているが 不十分である。
	ムA型に		F2回以上の健	養平25県規則22第3条 康 軽平25県規則21第3条・附則	養昭41厚令19第20条 の2 軽平20厚令107第21条・ 附則第8条		養 軽A	・養護老人ホーム及び軽費(A型)においては、年2回以上の健康 診断が行われているか。 *「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じる。	適□ 否□
	いては、気		-ム(ケアハウス)に 東診断を受ける				軽 77	・軽費(ケアハウス)においては、定期的に健康診断を受ける機会を 提供しているか。	適□ 否□
		、食中毒及	到追加】 び熱中症が発 ように措置され		特平11厚令46第26条第 2項 特平12老発214第4の12 (2) 養昭41厚令19第24条第		特養軽	・感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね3月に1回以上開催されているか。	
				軽平25県規則21第3条・附則	2項 養平12老発307第5の 10(2) の2 軽平20厚令107第26条 第2項			・感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための 指針が策定されているか。 ・感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための	ていない □軽微な指摘事項がある。
					軽平20老発0530002第5 の11(2)			研修が行われているか。	□行われているが回数が少な いなど軽微な指摘がある。
								・施設は入所予定者の感染症に関する事項を含めた健康状態を確認し、こうした者が入所する場合には、感染症対策担当者が、介護職員(養護は支援員)等に当該感染症に関する知識、対応等について周知しているか。	□軽微な指摘がある。
		「発生しない	よう適切な介護 の体制が整備		特平11厚令46第16条第 5項 特平12老発214第4の4		特	・褥そうのハイリスク者に対し、褥そう予防のための計画作成、実 践、評価が行われているか。	ロハイリスク者がいるにも関わらず計画作成がされていない。ロその他指導事項がある。
	れている	ʻ 5\°,			(5)			・施設内褥そう予防対策の担当者が決められているか。・医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥そう対策チームが設置されているか。	適口 否口 口設置されていない。 口設置されているが軽微な指摘がある。
								- 褥そう対策のための指針が整備されているか。	□指針又は方針等が全く示され ていない □軽微な指摘事項がある。
								・介護職員等に対し、褥そう対策に関する施設内職員継続教育が 実施されているか。	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基準省令等	建 類		監査項目	評価 ・ 判断のポイント チェック欄
第1の1 入所者処遇 の充実	イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。 (必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。	養平25県規則22第3条 軽A平25県規則21附則の2	特平11厚令46第12条·第 21条 養昭41厚令19第12条 軽A平20厚令107附則第6 条		特 養 軽A	・入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。	適□ 否□ □必要な医学的管理をしていな
	ウ 協力病院について (ア)特別養護老人ホームにおいて、入院 治療を必要とする入所者のために、1 以上の協力病院を定めているか。	*	特平11厚令46第27条 特平12老発214第4の13		特	・入院治療を必要とする入所者のために、1以上の協力病院を定めているか。 ・あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	適口 杏口
	【平18[養追加 平22[軽]追加】 (イ)施設で対応しきれない医学的判断・ 治療が必要となるケースに迅速かつ適 切に対応するため協力病院を定めてい るか。		養昭41厚令19第25条 養平12老発307第5の11 軽平20厚令107第27条 軽平20老発0530002第5の 12		養軽	・施設から近距離にある一以上の協力病院が定められているか。入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても定めておくことが望ましい。	適口 杏口
	(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第19条1項 養昭41厚令19第18条第8 項 軽平20厚令107第19条第6 項		特養軽	・レクリエーションの実施等が適切になされているか。	□入所者からの要望を考慮した レクリエーション行事を実施する よう努めていない。 □レクリエーション行事の実施 に関し上記以外の指導事項があ る。
	(9) 家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体制 がとられているか。相談に対して適切な助言、 援助が行われているか。		特平11厚令46第18条・第 19条第3項 特平12老発214第4の6・ 7(3)		特	・入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。	

主眼事項	着	眼	点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監 査 項 目	評価・判断のポイント チェック欄
1の1 入所者処遇 の充実	いるか。また、	入所者や家族/ れているか。	からの相談に応 相談に対して適		養昭41厚令19第18条第1 項・第4項 養平12老発307第5の5(1) ・(3) 軽平20厚令107第19条第1 項・第3項 軽平20老発0530002第5の 6(1)・(3)		養軽	・入所者や家族の各種相談に応じる体制がとられ、適切な助言、援助等が行われているか。 ・入所者が、個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態となった場合、適切な介護保険サービス等を受けられるよう迅速な対応に努めているか。 ・疾病、常時の介護状態、収入の途絶等、利用者が生活に困窮を生じた場合には、医療機関への連絡、家族との調整、関連諸	適□ 否□
				■社会福祉法第82条	特平11厚令46第29条	運営規		制度、諸施策の活用について、迅速、適切な配慮が行われているか。 ・家族に対し、施設の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等行われているか。 ・苦情受付の窓口を設置し、苦情解決に適切に対応しているか。	適口 否口 口苦情受付の窓口がない。又は
	るなど苦情解決	は二週が川二対心	しているか。	特平24県条例75第6条 養平24県条例75第4条		情処理 の記録	軽	□ 苦情受付担当者	窓口があるが重大な指摘事項がある。 □窓口はあるが軽微な指摘がある。
				軽平24県条例74第3条・附則の2 ■平12社援第1352社会福祉事	軽平20厚令107第31条 軽平20老発0530002第1の	板等		・適切な苦情解決のために、第三者委員を設置しているか。 □ 法人内・施設内 (名) □ 未設置 ・苦情に対する措置の概要を周知しているか。	適口 未設置口 適口 否口
				業の経営者による福祉サービ スに関する苦情解決の仕組 みの指針について	O(E) M3000117		特養軽		適口 杏口適口 杏口
	(11) 実施機関と	の連携が図ら	れているか。				特養軽	・措置入所の場合、実施機関(措置市町村)との連携が図られているか。	適□ 否□

主眼事項	着	眼		点	根	拠法	、 令	基準省令等	確認書類		監査項目	評価・判断のポイント チェック欄
	(12) 入所者の負担 外の者による介証				特平25県規	則22第4	4条	特平11厚令46第16条第8 項		特	・入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせていないか。	適□ 否□
の充実					養平25県規	則22第	3条	養昭41厚令19第19条 養平12老発307第5の6		養 軽	・入所者が介護サービス等を受ける場合、適正に契約されているか。	□契約されていない。又は契約 されているが重大な指摘事項が
					軽平25県規	則21第	3条・附則の2	軽平20厚令107第20条 軽平20老発0530002第5の 7				ある。 □契約されているが軽微な指摘 事項がある。
	(13) 入所者が日 政機関等に対する はその家族が行	5手続き	につい	て、入所者又		則22第4	4条	特平11厚令46第19条第2 項 特平12老発214第4の7(2)		特養軽	・入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な者は、同意を得て代行しているか。	
	を得て代行してい	るか。				訓22第	3条	養昭41厚令19第18条第3		72	・金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得ると ともに代行後はその都度本人に確認を得ているか。また、その	□同意、確認を得ていない。記
	って事前に同意を	そ得るとと	ともに代	代行後はその		()/	- zic	養平12老発307第5の5(2) 軽平20厚令107第19条第2		- 養	経過を記録しているか。 ・ 入所者との同意・確認を得ているか、経過が記録されている	□経過の記録が不十分である。
	過を記録している		- 0 13-0	ひ/こ、し ひが正		訓21笙:	3条・附則の2	項			一人が自己の向急・推診を特でいるが、程過が記録されているか。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
					+±1 = 57(7)0	(3= , 2/3		6(2)	預り金 管理規		 <預り金等について> ・入所者預り金の管理規程等が整備されているか。	適口 規程なし口
							5488号、社摄 発第274号5(4)	·	程・預り依頼	軽	・一律に入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで	· 第□ · 조□
									書・預り金納	養	施設が預り金として管理していないか。(入所者又は家族等から 預り金に対する依頼書等が書面で残されているか)	
									簿・払 出受領 の確認	特養	・入所者の依頼により預り金を保管している場合、通帳保管者、 印鑑保管者が別々に定められ、適切な設備により場所も別々に なっているか。	
									ができ る 書 類	特 養 軽	・預り金の収支状況の確認が、施設長により定期的(月に1回程度)に実施されているか。	
										特 養 軽	・預り金の収支状況を定期的(四半期に1回程度)に入所者(必要に応じて家族等)に知らせているか。	口全く知らせていない。又は重 大な指摘事項がある。 口知らせているが回数が少ない など軽微な指摘がある。
										特 養 軽	・預り金の払出に当たっては、複数職員の立会のもとに授受されているか。また、入所者からの受領印を取っているか。	□複数職員の立会がない、受領 印がないなど重大な指摘がある。 □上記以外の指摘がある。

主眼事項	着	眼	点	根拠法令	基準省令等	確認書類		監 査 項 目	評価・判断のポイント チェック欄
	【続き】(13) 入列 要な行政機関等 所者又はその家	に対する手	売さについて、入				特養軽	・預り金が通帳等によらずみだりに現金のまま保管されていない か。	適□ 否□
	って事前に同意 都度本人に確認	るものについ を得るととも を得ている:	いては書面等をも に代行後はその				特養軽	< 遺留金品の取り扱いについて> ・身元引受人等のない入所者については、死亡時に、措置市町村へ通報の上、市町村の指示に基づき、遺留金品の引き渡しが適切に行われているか。	
	過を記録している	oπ'.					特養軽	・遺留金品の確認は、複数職員の立会により実施されているか。	適□ 否□
	(14) 特別養護老 病院又は診療所 合であって、入防 らかに見込まれ な便宜を供与す 特別養護老人ホ いるか。	に入院する 後概ね3月 るときは、必 るとともに、	必要が生じた場 以内の退院が明 。要に応じて適切 退院後再び当該	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第22条 特平12老発214第4の10		特	・特別養護老人ホームの入所者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内の退院が明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当該特別養護老人ホームに入所できるようにしているか。	□軽微な指摘事項がある。
	【平18[養]追加 习 (15) 入所者の生 のないよう、外出	活を施設内	- で完結させること	養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	養昭41厚令19第18条第5 項 養平12老発307第5の5(4) 軽平20厚令107第19条第4 項 軽平20老発0530002第5の 6(4)		養軽	・入所者の希望や心身の状況を踏まえ、買物や外食、図書館等の公共施設の利用、友人宅への訪問、散歩等多様な外出の機会を確保するよう努めているか。	1
第1の2 入所者の 生活環境		環境は、適切	川に確保されてい	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条	特平11厚令46第3条・第4 条・第11条・第35条等 特平12老発214第1の2・3・		特養軽	・入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。	適□ 否□
等の確保	ア 入所者が安 構造、設備とな			養平24県条例75第4条	第2 養昭41厚令19第3条·第4 条·第10条·第11条		特 養 軽	・居室等の設備及び運営基準にあった構造になっているか。 また、障がいに応じた配慮がされているか。	適□ 否□
		るか。また、	基準にあった構 障がいに応じた		養平12老発307第1の2・3・ 第2 軽平20厚令107第3条・第4		特 養 軽	・居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切に されているか。	適口 否口
	配慮がなされ。 ウ 居室等の清 採光及び照明	掃、衛生管		軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2	条・第10条 軽平20老発0530002第1の 2・3・第2		特養軽	・各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者の プライバシーが守られるよう配慮がなされているか。	□配慮が全くなされていない。 又は重大な指摘事項がある。 □一部配慮されていない場所が あるなど軽微な指摘がある。
							特軽	・各居室、便所等必要な場所にナースコールが設置されているか。	□全く設置されていない □設置されているが一部設置されていないなど軽微な指摘がある。

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基準省令等	確認 書類		監 査 項 目	評価・判断のポイント チェック欄
	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ご との特性に応じた自立、自活等への援助が行 われているか。		特平11厚令46第2条·第16 条 養昭41厚令19第2条·第16 条 軽平20厚令107第2条·第 17条			・入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。	□全く行われていない。 □行われているが取組が不十 分である。
第2 社会運営の施の確保 の施の確保 の体 の事でで ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので の	(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な髂規程は、整備されているか。 運営規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされ	養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条 特平24県条例75第6条	特平11厚令46第11条第4 項第1号·第25条 養昭41厚令19第10条·第 11条第4項第1号·第13 条 養平12老発第214号第2の 1(13)②③ 軽平20厚令107第10条第4 項·第5項·第25条 特平11厚令46第7条 特平12老発214第1の6 養昭41厚令19第7条		特養軽特養軽	・入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (特) □ 居室の定員 4人以下 □ 1人当たりの床面積 10.65㎡以上 H124.1に存する建物は収納設備等を除き4.95㎡以上 (養) □ 居室の定員 原則として2人以下 □ 1人当たりの床面積 3.3㎡以上(有効面積)(H18.3改正 10.65㎡以上(収納設備込) (軽A) □ 居室の定員 原則として個室、□ 1人当たりの有効面積 6.6㎡以上 (軽ケア) □ 居室の定員 原則として個室、入居者へのサービス提供上必要な場合は2人定員可□ 1人当たりの床面積 21.6㎡以上 (有効面積14.85㎡以上) □ 2人部屋の床面積は31.9㎡以上 ・必要な諸規程が整備されているか。実態と乖離していないか。	適口 否口 口全く整備されていない。又は 整備されているが重大な指摘事項がある。
	ているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。	軽平24県条例74第3条・附則の2	養平12老発307第1の6 軽平20厚令107第7条 軽平20老発0530002第1の 6 特平11厚令46第9条 特平12老発214第1の8 養昭41厚令19第9条 養平12老発307第1の8 軽平20厚令107第9条		特養	□ 運営規程 □ 就業規則 □ 統業規則 □ 給与規程 □ 総与規程 □ 経理規程 ・施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 □ 事業日誌、沿革に関する記録、職員の勤務・給与状況、諸規程、事業計画、事業実施状況表 等 □ 入所者名簿、入所者台帳、処遇日誌(軽費はサービスの提供に関する記録)、献立に関するもの、健康管理に関するもの □ 予算・決算書類、出納簿、債権債務、物品受払、収入支出、資産に関するもの、証拠書類	□整備されているが軽微な指摘 事項がある。 □整備されていない。又は整備 されているが重大な指摘事項が ある。 □整備されているが軽微な指摘

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監査項目	評価・	判断のポイント チェック欄
第2 社会福祉施 設運営 の 適 正 実	(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条	特平11厚令46第12条 特平12老発214第3		特	〔特別養護老人ホーム〕・直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。□介護職員及び看護職員 3:1以上	適口	否口
施の確保 1 施 設 の 運 営管 理 体制		養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条	養昭41厚令19第12条 養平12老発307第3			□施設長 1(常勤) □医 師 健康管理及び療養上の指導を行うための必要数 □生活相談員 100又は端数を増すごとに1以上(常勤) □看護職員 ~30以下 1以上		
の確立		軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第11条·附 則第6条 軽平20老発0530002第3			31以上50以下 2以上 51以上130以下 3以上 131以上 3に、入所者130を超えて50又は端 数を増すごとに1以上 1以上は、常勤であること。		
						□栄養士 1以上 (入所定員が40人を超えない施設で、他の社会福祉施設等の 栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営 をすることができる場合は、置かないことができる。) □機能訓練指導員 1以上 (日常生活やレク、行事等を通じて行う機能訓練指導は、施設		
					養	の生活相談員又は介護職員が兼務可) 〔養護老人ホーム〕 ・生活相談員、支援員、看護職員等は配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 □ 施設長 (人) □ 医 師 (人) □ 生活相談員 (人) □ 支援員 (人) □ 支援員 (人) □ 支援員 (人) □ 対議量 (人) □ 対策士 (人)※A □ 調理員 (人)※A	適口	否口
					軽	 【軽費老人ホーム】 ・介護職員、看護職員等は配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 一 施設長 (人) 一 生活相談員 (人) 一 介護職員 (人) 一 看護職員(A型のみ) (人) 一 栄養士 (人)※B 一 事務員 (人)※B 一 医師(A型のみ) (人) 一 調理員 (人)※B 	適□	否口

[※]A 併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設(入所定員が50人未満の施設に限る。)にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができ ※B 入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあっては栄養士を、入所定員が60人以下又は他の社会福祉施設等を 併設する施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあっては事務員を、調理業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令	基準省令等	確認 書類		監 査 項 目	評価・判断のポイント チェック欄
第2の1 施設の運 営 管理 体制 の確立	(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	特平24県条例75第6条 特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条 軽平24県条例74第3条・附則の2 軽平25県規則21第3条・附則の2			特養軽	・施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 ※[特養]生活相談員、介護職員及び看護職員の兼務は、機能 訓練指導員、介護支援専門員並びに併設短期入所における 同職を除き、原則として適用すべきでない。 ※[養護]生活相談員、支援員及び看護職員の兼務は、原則と して適用すべきでない。 ※[軽費]生活相談員、介護職員の兼務は、原則として適用す べきでない。	適□ 吞□
	(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第5条第1 項・第23条 特平12老発214第1の4(1) 養昭41厚令19第5条第1		特養軽	・施設長の資格要件は満たされているか。 □ 社会福祉法第19条第1項該当 □ 社会福祉事業に2年以上従事した者 □ これらと同等以上の能力を有すると認められる者	適□ 否□
	イ 施設長は専任者が確保されているか。 ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務してい る場合は、施設の運営管理に支障が生じな		軽平20老発0530002第1			・施設長は専任者が確保されているか。 ・施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 □ 同一敷地内・併設施設 □ 兼務により入所者処遇に支障をきたしていないか	適□ 否□
	いような体制がとら れているか。 (7) 生活相談員の資格要件は満たされているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	の4 特平11厚令46第5条第2 項 特平12老発214第1の4(1) 養昭41厚令19第5条第2 項 養平12老発307第1の4 軽平20厚令107第5条第2 項 軽平20を発0530002第1 の4		特養軽	・生活相談員の資格要件は満たされているか。 社会福祉法第19条第1項該当 これらと同等以上の能力を有すると認められる者	適□ 否□
	(8) 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練 指導員の資格要件は満たされているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第5条第3 項 特平12老発214第1の4(2)		特	・特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件は 満たされているか。 □ 理学療法士(PT) □ 看護職員 □ 作業療法士(OT) □ 柔道整復師 □ 言語聴覚士 □ あん摩マッサージ指圧師	適□ 否□
	(9) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	特養軽(職員の配置基準)			特養軽	・育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	□確保されておらず業務に支障が出ている。 □確保していないが、組織体制等により業務に支障が生じていない。

主眼事項		着	眼	点			!拠沒			基準省令等		確認書類			監	査	項		目		評価・判断のポイント チェック欄
施設の運	また、建	物、設備σ				特平24県多				11厚令46第3条 •第11条	·第4		特 養	・施設設備の	改修等によ	り最低基	準に抵触し	ていな	ょいか 。	適口	否□
営管理体制 の確立	ているか	•								12老発214第1 <i>0</i> 第2	2•3		軽	・施設整備の	維持管理が	不適切で	だはないか。	0		適口	否□
						養平24県約 養平25県規			条 養平	41厚令19第3条 ·第10条·第11氛 12老発307第1 <i>0</i> f2	=			•増築、用途変 (廊下幅•中廊			ているか。			適口	否口
						軽平25県共	規則21第		4済 軽平 の	20厚令107第3绪 ﴿第10条 20老発0530002 2·3·第2											
	(11) 施設	運営は適	正に行わ	れているだ	ρ,°		入札契約	会福祉法人に り等の取扱し					特 養 軽	<入札契約膜・価格によるに判断するこ	随意契約は		上の見積を	を徴しよ	北較し、客観的	適口	否口
														・継続的な取引 応じ価格調査					間中に必要に めること。	適□	否□
						認可等福祉法	の適正(人及び ^ネ	会福祉法人の ヒ並びに社会 土会福祉施設 監督の徹底に	克			会類与帳品伺 、		<施設運営関いれたのでは、 ・いわゆるニューサの不正使用 □ 職員総 □ 購入物	重帳簿を作 まどがない 合与と給与台	ヽか。 。 。 ・帳とのタ		対ざんな	などにより運営	適口	否口
													特養軽	•会計責任者	と出納職員だ	が任命さ	れ、内部牽	制を図	つているか 。	適口	否口
													特養軽	・施設の幹部での多額になった。			設の給与	水準に	上比較して極め	適口	否口

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類			監	査	項	目	評価・判断のポイント チェック欄
第2の1 施設の運 営管理体制 の確立	【続き】(11) 施設運営は適正に行われているか。		軽平20厚令107第12条 軽平20老発0530002第4 の1		軽	利用料等、必要	要な事項に	ついて契	約書を交わ		□契約書を交わしていない。又は交わしているが重大な誤りがある。 □契約書を交わしているが記載内容が不十分など軽微な誤りがある。
		軽平21.3.17第200800190038号鳥 取県軽費老人ホーム利用料 等取扱基準第5の1(4)			軽	・一定期間未満 均等払いで返			一括で支払	われた管理費等を	適□ 否□
		■16.3.12老発第0312001号3 軽平17第200500062408号県通 知			養 軽	・人件費、管理	!費、事業費	は適正に	こ支出されて	こいるか 。	□不適正な支出が散見される。□軽微な指摘がある。
	【平30[特][軽]追加】	特平25県規則22第4条 軽平25県規則21第3条・附則の2			特 軽		利用料そ	の他のサ	トービスの遺	従業者の勤務の体 選択に資すると認め	□掲示していない又は重大な指摘事項がある。 □掲示しているが、軽易な指摘 事項がある。
	【平30[特][軽]追加】	特平25県規則22第4条 軽平25県規則21第3条・附則の2			特軽	・広 告を する場 いか。	合は、その	の内容を見	虚偽又は誇	大なものとしていな	□虚偽又は誇大な内容が確認 できるなど重大な指摘事項があ る。 □情報が更新されていないなど 軽易な指摘がある。
	(12) 施設設備を地域に開放し、地域との連携 が深められているか。	特平25県規則22第4条 養平24県条例75第4条 養平25県規則22第3条	特平11厚令46第30条 特平12老発214第4の16 養昭41厚令19第28条 養平12老発307第5の14		特養軽	・地域の住民や地域との交流に			等との連携	及び協力を行う等、	□地域との連携や協力が確認できない □努めているが指導事項がある。
		軽平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第32条 軽平20老発0530002第5 の15		特養	・介護相談員をに努めているが		受け入れ	にる等、市町	T村との密接な連携	適□ 否□

				確認			
主眼事項	着眼点	根 拠 法 令	基準省令等	書類		監査 項目	評価・判断のポイント チェック 欄
必要な職員	ア 労働基準法等関係法規は、遵守されてい				特養軽		□協定の締結あるいは届出等を 行っていない。 □軽微な指摘事項がある。
	イ 職員への健康診断等健康管理は、適正 に実施されているか。	第45条 ■平25基発0618第1号職場にお ける腰痛予防対策の推進に	(5) 養平12老発307第5の7 (2)		特養軽		□全く行っていない。又は行って いるが重大な指摘事項がある。 □行っていない職員がいるなど 一部指摘事項がある。
		ついて	軽平20老発0530002第5 の8(2)				いるが重大な指摘事項がある。 □行っていない職員がいるなど 一部指摘事項がある。

第2の2 必要な職員 の確保と職 員 処 遇 の	(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。	特平25県規則22第4条	特平11厚令46第24条第1 項 特平12老発214第3の1・ 第4の11		特養軽	・原則として月ごとに勤務表を作成しているか。 ・職員の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員(養護は支援員) ・看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしている か。	
充実		養平25県規則22第3条	養昭41厚令19第23条第1 項 養平12老発307第3の1・ 第5の9				
		軽平25県規則21第3条・附則の2	軽平20厚令107第24条第 1項 軽平20老発0530002第3 の1・第5の10				
	(3) 職員研修等資質向上対策について、その 推進に努めているか。	特平25県規則22第4条 養平25県規則22第3条 軽平25県規則21第3条・附則の2	特平11厚令46第24条第3 項 養昭41厚令19第23条第3 項 軽平20厚令107第24条第		特養軽		□研修を全く実施していない。又 は実施しているが重大な指導事 項がある。 □軽微な指導事項がある。
	(4) 職員の確保及び定着化について積極的に 取り組んでいるか。		3項			・職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 □ 職員の計画的採用(退職の状況) □ 雇用条件の明示等、採用の適正化 □ 労働条件の改善(定着促進・離職防止) □ 病休育休等の代替職員の確保	適□ 否□

主眼事項	着眼点	根 拠 法 令	基準省令等	確認書類		監	査	項	目	評価・判断のポイント チェック欄
防災対策	ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消 火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具 等の設備が整備され、また、これらの設備 について専門業者により定期的に点検が 行われているか。	養平24県条例75第4条 軽平24県条例74第3条・附則の2	特平11厚令46第8条 特平12老発214第1の7 養昭41厚令19第8条 養平12老発307第1の7 軽平20厚令107第8条 軽平20老発0530002第1 の7		軽	・消防法令に基づくスプ 防災カーテン、寝具等の ついて専門業者により気)設備が整 と期的に点	らい また さん また 検が行われ	:、これらの設備に ているか。	
	イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の 協力体制は、確保されているか。	■消防法第8条 ■消防法施行令第4条第3項 ■消防法施行規則第3条第1項 ■昭48社施59社会福祉施設に おける火災防止対策の強化 について				てもらえる体制があるか・非常災害に際して必要	定期的な居 難体制及 也域住民と い。 長な具体的	知は行われ び地域の協 の連携、消火	ているか。 力体制は、確保さ い・避難等に協力し 、関係機関への通	□確保されているが職員へ定期 的な周知がされていないなど不 十分な点がある。 適□ 否□
第2の3 防災対策 の充実強 化		■消防法施行令第4条第3項 ■消防法施行規則第3条第1項	特平12老発214第2の1 (2) 養平12老発307第2の2 (2) 軽平20老発0530002第2 の1(2)							□対策について不十分な点があるなど軽微な指摘がある。 □実施されていない。又は実施されているが重大な指摘がある。 □実施されているが不十分な点があるなど軽微な指摘がある。
		■昭62社施107社会福祉施設に おける防火安全対策の強化 について	,		特養	うち1回は夜間訓練又にか。 ・(増改築がある場合)は消防署への届出がされ・入所者の身体的、精神火災時の火災に係る安・施設長及び防火管理者性に対する知識を有し、災意識の高揚に努めていき難難訓練等は当該施設	曽築等に併 ているか。 的特性に 全性が確保 皆は、当該 職員に対 いるか。	ドう消防計画のかかかれたいるが、養護老人ホーレて予防に関	の見直し及び所轄 日常における又は か。 一ムの建物に燃焼 する指導監督、防	適口 否口 適口 否口

主眼事項	着	眼	点		및法 令	基準省令等	確認 書類			監	査	項	目		評価・判断のポイント チェック欄
第2の3 方災対策 の充実強 と	エ 特別養護老人 とは別に管理宿			・ ■昭62社施10・ (社会福祉施語全対策の強化	没における防火安	特平12老発214第4の11 : (2)		特	が配置されてし ホームであって	い るか。(イ 、基準を」 上の者を ⁵	ト護老人 ニ回る夜 夜間によ	福祉施設であ 動職員を配置 らける防火管	は別に管理宿直者 ある特別養護老人 し、かつ当該夜勤 理の担当者として)配置は不要。)		
	オ 特養の夜勤体 ているか。(基準 険の減算)				, 29			特	·入居者、利用 1人~25人ま ~60 /2 61 ~80	で/1人 2人	26			適□	否口
	【平30[特][養][軽]追 カ 水害・土砂災語 た非常災害対策	います いまた また いっぱい いっぱい また おうない まん おうない まん おうない まん おうない まん はんしょ しょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しゅうしん はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃく しゃく しゃく しゅうしゃく しゃく しゅうしゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく	定されているか	\ _o	0131第1号		消防計 画等	特養	非常災害対策請			\ るか。		適口	
	非常災害対策計画には必要な項目が含まれているか。		इं इ				軽	災害時の連絡を	等の立地 た及び通信 所、避難2	条件、災 手段の	確認、避難を	青報の入手方法、 開始する時期・判 制、指揮系統、関	!	省 口	
	【平30[特][養][軽]追 キ 市町村が定め 記載された施設	る市町村		訓に 律(平成29年	F法律31号)、水防	水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュア		特養軽	※市町防災計画 (市町村地域防 ・避難確保計画	災計画に認	記載があ	る施設)		適口	否口
	れているか。 避難訓練が実	施されてし	いるか。			ル			※市町防災計画 (市町村地域防・避難訓練が実	災計画に記	己載があ			適口	否口
	【平19[特][養][軽]追 ク 耐震対策は適		いているか 。	関する基本					を行っているか	0			くる固定、敷板等)		
				■鳥取県地域	防災計画			軽		合は落下			ないか。やむを得 バンド、枠等による	i	杏口
l	り得た入所者又は			:知 特平24県条例 、て	75第6条	特平11厚令46第28条 特平12老発214第4の14		特養	の家族の秘密を	上漏らしてし	ハないか	6	导た入所者又はそ		
		員でなくなった後においても、これ		-	75第4条	養昭41厚令19第26条 養平12老発307第5の12 軽平20厚令107第29条		. —	・職員でなくなっ 置を講じている		いても、	これらの秘密	密を保持すべき措	適口	否口
	らの秘密を保持する	べき措置を	講じているか		74第3条・附則の2	軽平20老発0530002第5 の13									

主眼事項	着	眼	点	根	拠法。	令	基準省令等	確認書類		監		査	項	目	評価・判断のポイント チェック欄
第2の5 事故発生 時の対応	は、速やかに市 絡するとともに必 イ 入所者の処遇 生した場合は、打 いるか。 ウ 事故が発生し	により事はいけ、入門のでは、人間では、人間では、人間では、人間では、人間では、人間では、人間では、人間	故が発生した場合 所者の家族等に連 を講じているか。	養平25県規即 軽平24県条何 軽平25県規即	則22第4条 列75第4条 則22第3条 列74第3条	・附則の2	特平11厚令46第31条 特平11老発214第4の17 養昭41厚令19第29条 養平12老発307第5の15 軽平20厚令107第33条 軽平20を発0530002第5 の16		特養軽	・事故が発生した際対策を講じているか・事故発生の防止のいるか。	は軽か、事情ないのない。	入所者の 一の の 委員会	の家族等に記録 記等を記録 事故が発生 誰されてい こ改善策の	連絡するとともに必 しているか。 こした場合は、損害 るか。 職員に対する周知 発生を防ぐための 定期的に開催して	適口 否口 適口 否口 適口 否口 □実施されていない。又は実施 されているが重大な指摘があ る。 □実施されているが不十分な点 があるなど軽微な指摘がある。